

学年部に関する規程

(目的)

- 第1条 1. この規程は利府町立利府第二小学校父母教師会会則第5条の規程に基づき、学年部に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

- 第2条 1. 本会には、1学年部、2学年部、3学年部、4学年部、5学年部、6学年部の学年部を置く。

(事業)

- 第3条 1. 学年部の活動は、学年の会員相互の研修及び連絡、懇談並びに各年児童活動への協力とする。
2. 役員適任者推薦のための選考委員会を兼ねる。

(構成及び役員の選出)

- 第4条 1. 学年部は児童の属する学年の会員及び教師をもって構成する。
2. 各学年部には部員の互選により、部長1名、副部長1名、会計1名及び書記1名の役員を置く。

(部員及び役員の任期)

- 第5条 1. 部員及び役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠によって就任した部員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 部員及び役員は、任期が満了しても後任者が決まるまでは、その職務を行うものとする。

(役員の職務)

- 第6条 1. 部長は当該専門部の会務を統括する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある場合はこれを代理する。
3. 会計は当該学年部の会計を掌理する。
4. 書記は当該学年部の会務について記録する。

(会議)

- 第7条 1. 部長は本会の運営上、連絡及び会員に諮る必要がある場合は、学年部会及び学年部総会を開くことができる。なお、部長は議長となり、閉会後は利府町立利府第二小学校父母教師会会長（以下会長という）に報告する。
2. 部長は、会長より学年部会総会開催の要請を受けた場合は、学年部総会を開かなければならない。
3. 会長及び部長の依頼を受けた者は、学年部総会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に参加することはできない。

(雑則)

- 第8条 1. この規程に定めたもののほか、学年部の運営上必要な規程は、本会の目的と他の部との関連を考慮し、各学年部で別に定めることができる。

附 則

この規程は昭和52年4月1日から施行する。

平成11年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正